

**瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書**

平成23年1月14日

高松市・小豆島町

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
協定書

高松市（以下「甲」という。）と小豆島町（以下「乙」という。）は、平成22年1月14日付けで締結した瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書に関し、次の条項によりその一部を変更する協定を締結した。

第3条第1号アを次のように改める。

ア 医療

(ア) 医療を安定的に提供できる体制の確保

a 取組の内容

医療を安定的に提供できる体制を確保するため、遠隔医療を通じた地域医療機関の連携を強化するとともに、圏域の医療水準の維持および充実ならびに医療職員（医師および歯科医師を除く。）の資質向上に取り組む。

b 甲の役割

(a) 圏域の中核病院である高松市民病院の設置者として、同病院を遠隔医療の支援医療機関と位置付け、圏域内の他の医療機関からの診断依頼に積極的に応じ、患者を受け入れる。

(b) 高松市民病院への受入患者について、同病院における治療後においても、受入元の医療機関を通じて切れ目のない医療を提供する。

(c) 圏域の医療水準を維持・充実させるため、高松市民病院および高松市民病院附属香川診療所を移転統合した新病院の整備を推進する。

(d) 乙の医療機関の医療職員（医師および歯科医師を除く。）に実地研修の機会を提供する。

c 乙の役割

(a) 乙の区域内の医療機関に遠隔医療への参加および活用を呼びかける。

(b) 高松市民病院における治療が必要な患者の受渡しが円滑に行われるよう努める。

(c) 医療職員（医師および歯科医師を除く。）の資質向上を図るため、甲から提供される実地研修の機会を活用する。

(イ) 救急医療体制の確保

a 取組の内容

島しょ部における救急医療体制を確保するため、迅速かつ確実な海上搬送体制を整備する。

b 甲の役割

島しょ部における救急患者の海上搬送体制を整備する。

c 乙の役割

島しょ部における救急患者の海上搬送に關し、必要な措置を講ずる。

第3条第1号イ(ア)a中「海外」を「国内外」に改め、同号イ(ア)b(b)中「海外」を「国内外」に、「作成し、圏域全体を対象とした観光情報を発信する」を「作成するほか、圏域の魅力を発信するための取組を企画・実施する」に改め、同号イ(ア)c(c)中「英語版ホームページを」を「甲が実施する圏域の魅力を発信するための取組について、広報媒体を使用して広く周知するとともに、英語版ホームページを」に改める。

第3条第2号オ(イ)bを次のように改める。

b 甲の役割

甲が設置する高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業を主催し、圏域内の児童、生徒等を招待する。

第3条第2号オ(イ)c中「観劇」を「鑑賞」に改め、同号カに次のように加える。

(ウ) 環境学習の推進

a 取組の内容

環境意識の向上を図るため、環境学習を通じた圏域住民の交流を推進する。

b 甲の役割

圏域住民を対象とした環境学習講座、環境プラザ出前講座等を開催する。

c 乙の役割

甲が実施する講座について、乙の区域内の住民に周知するほか、開催に当たり必要な措置を講ずる。

(エ) 環境負荷の少ない自動車の普及促進

a 取組の内容

低炭素社会の実現を目指すため、環境負荷の少ない自動車の普及促進を図る。

b 甲の役割

環境負荷の少ない自動車の普及を促進するための取組を実施する。

c 乙の役割

甲が実施する取組について、乙の区域内の住民に対し、周知・啓発を行う。

(オ) 地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供

a 取組の内容

圏域内の児童、生徒等に甲の区域内を拠点として活動している地域密着型トップスポーツチーム（以下「トップスポーツチーム」という。）の試合観戦の機会を提供する。

b 甲の役割

トップスポーツチームの試合の観戦イベントを企画・実施し、圏域内の児童、生徒等を招待する。

c 乙の役割

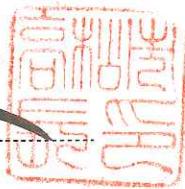
甲が実施する観戦イベントについて、乙の区域内の児童、生徒等に周知するほか、当該児童、生徒等の観戦について必要な措置を講ずる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 23 年 1 月 14 日

甲 高松市
高松市長

大西秀人



乙 小豆島町
小豆島町長

小豆島町長印

